

令 6 建 築 指 導 第 124 号  
令和 6 年（2024 年）5 月 1 日

一般社団法人山口県建築士会  
会長 藏 本 和 夫 様

山口県土木建築部長  
(公印省略)

令和 6 年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について（通知）

このことについて、別添のとおり令和 6 年 4 月 1 日付けの官報にて公告されました。  
については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、受検の申込み等の受付事務を下記により実施しますので、受検者からの照会等について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 受検申込書等配布期間  
令和 6 年 5 月 27 日（月）～ 6 月 7 日（金）（閉庁日を除く。）  
午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- 受検申込受付期間  
令和 6 年 6 月 3 日（月）～ 6 月 7 日（金）  
午前 10 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- 受検申込書等の配布及び受付場所  
山口市滝町 1 番 1 号  
山口県土木建築部建築指導課指導班
- 検定日  
令和 6 年 8 月 30 日（金）（検定地：広島市）
- 問い合わせ先  
山口県土木建築部建築指導課指導班 担当 山根  
TEL 083-933-3835

## 令和 6 年一級建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第 5 条の規定に基づき、令和 6 年一級建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

令和 6 年 4 月 1 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

1 受検資格 一級建築士試験に合格した者

2 検定期日

検 定 日	時 間	区 分	内 容
8 月 30 日（金）	午前 10 時から 午後 4 時	考 査	一級建築士の設計に係る建築物が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

3 検定地 検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住 所 地 の 都 道 府 県 名	検 定 地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

4 受検申込手続

- (1) 受検申込受付期間 令和6年6月3日（月）～令和6年6月7日（金）
- (2) 受検申込受付場所 住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所
- (3) 受検申込方法 受検の申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記(2)の場所に郵送等により提出すること。受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「令和6年一級建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

5 合格者の発表 令和6年12月16日（月）（予定）

6 その他

- (1) 解答に当たり適用すべき法令等については、令和6年1月1日現在において施行されているものとする。
- (2) 天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。